

北海道告示第 10716 号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 6 年 4 月 25 日

北海道知事 鈴木 直 道

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1 台及び 1 月当たり 5,524 枚

(2) 契約の目的の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和 6 年 7 月 1 日

(4) 契約期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 29 日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 北海道立女性相談支援センター 札幌市西区西野 3 条 9 丁目 12 番 36 号

(6) 支出負担行為担当者 北海道立女性相談支援センター所長 竹本 優佳子

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和 6 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格（分類 29（複写機）に該当するものに限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 北海道内に本店を有し、かつ、石狩振興局管内に本店、支店または営業所等を有していること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定める

ところにより、2の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年4月25日(木)から同年5月14日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時(初日は午後1時)から午後5時(最終日は午後3時)まで

イ 申請の方法 競争入札参加資格審査申請書の提出によること。

ウ 申請書類の提出先 北海道出納局会計管理室調達課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課調達係

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室

(2) 入札日時 令和6年5月20日(月)午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

#### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 郵便等による入札の可否

認めない。

#### 9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であり、かつ、入札書に記載の入札総価額(調達台数に係る1月当たりの入札金額(単価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額)が最低である者を落札者とする。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 契約書作成の要否

(1) この契約は契約書の作成を要する。

- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

## 12 その他

### (1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

### (3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道出納局会計管理室調達課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館4階

ウ 電話番号 011-204-5063

### (4) 前金払

前金払いはしない。

### (5) 概算払

概算払いはしない。

### (6) 部分払

部分払いはしない。

### (7) 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合は再度入札を行うものとする。

また、入札者が1者のみの場合は、再度入札は1回までとし、入札不調の場合であっても、随意契約は行わないものとする。

### (8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

### (11) 入札書に記載する金額は、1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）

の位まで記載することができる。

### (12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。